狭山市の建築基準法における建築形態規制概要

令和4年6月現在

用途地制限内容		金地域	第1種・第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域工業専用地域	行机4年6月現在 用途地域の指定のない区域	
										A地区	B地区
容積率		80%	200%	200%	200%	400%	200%	200%	100%	200%	
前面道路幅員別 容積率制限		W × 4/10 道路幅員が12m未満の場合、道路幅員に4/10を乗じた値			W × 6/10 道路幅員が12m未満の場合、道路幅員に6/10を乗じた値				W × 4/10 道路幅員が12m未満の場合、 道路幅員に4/10を乗じた値		
建ぺい率		50%	60%	60%	80%	80%	60%	60%	50%	60%	
斜線制限	前面道路 ※1		∠1.25			∠1.5				∠1,25	
	隣地斜線		_	20m+ 隣地境界線までの 乗じたものに20	水平距離に1.25を	31m+∠2.5 隣地境界線までの水平距離に2.5を乗じたものに31mを加えた斜線				20m+∠1.25 隣地境界線までの水平距離に1.25を 乗じたものに20mを加えた斜線	
	北側斜線		5m十∠1.25 真北方向の水平距離に 1.25を乗じたものに 5mを加えた斜線	_	_	_	-	_	_	_	_
高さ制限		10m	_	_	_	_	_	_	_	_	
敷地境界線からの壁面後退		_		_	_		_	_	_	_	
日影規制		制限を 受ける 建築物	軒の高さが7mを 超える建築物又は 地階を除く階数が 3以上の建築物	高さが10mを 超える建築物	高さが10mを 超える建築物	高さが10mを 超える建築物	-	高さが10mを 超える建築物	_	高さが10mを 超える建築物	高さが10mを 超える建築物
		測定面 ※2	1.5m	4 m	4 m	4 m	1	4 m	_	4m	4m
		日影時間	3時間/2時間	4時間/2.5時間	4時間/2.5時間	5時間/3時間	_	5時間/3時間	_	4時間/2.5時間	5時間/3時間
法別表第4(に)欄の号		(1)	(2)	(1)	(2)	_	(2)	_	(2)	(3)	
22条区域		指定あり(防火・準防火地域を除く)							指定なし		

^{※1} 前面道路の反対側の境界線までの水平距離に各値を乗じた斜線

- 個別の制限内容については、建築審査課までお問い合わせください。
- 用途地域別制限であるため、地区計画等の制限は別途、都市計画課にお問い合わせください。

^{※2} 平均地盤面からの高さ

自治会に加入しましょう!

輪になって 地域とともに 住みよい狭山

▲ いざという時に助け合える「絆」があります

自治会は、地域の絆を深め、住みよいまちをつくるための最も身近な「住民自治組織」です。 想定外の災害など、いざという時に、日頃のご近所づきあいが何よりも重要です。 地域の絆を共に育みましょう!

★ 住みよいまちづくりのための地域活動

環境美化

地域内での清掃 活動やごみ集積 所の管理などに 対応し、快適な 生活づくりを進 めます。



安全安心

子どもや高齢者

の安全を守り、

安心して暮らせ

る地域づくりを

目指します。

生活に欠かせない情報消載の市の広報紙やお知らせを配布し、 会員の皆様に周知しています。

広 報



防犯防災

の欠組織と連携して地域の安全確保に努めています。 また、災害が起こったとき協力して 助け合います。



地域の課題解決

親睦交流

りや地区運動会、

地域の親睦を深

めるために夏祭

敬老会、サロンな

ど各種催し物を

行っています。

地域内の様々な 課題の解決に向 け他団体や行政 と連携しながら 活動しています。



狭山市自治会連合会・狭山市

申込み手順

加入申請書で申込みの場合

自治会加入申込書に記入

自治会加入申込書を下記のいずれかに提出

- ①お住まいの地域の自治会がお分かりになる場合は、 直接ご近所の班長など自治会役員の方へ
- ②最寄りの各地区センター又は入曽地域交流施設センター
- ③自治文化課

WEB申込みの場合

自治会への 加入申込みフォームより 必要事項を入力



自治会加入申込みフォーム

自治会加入手続き完了

ご提出後に、お住まいの地域の自治会から加入についてのご連絡があります。活動内容や会費等は自治会ごとに異なりますので、自治会にご確認ください。

※この自治会加入申込書とは別に、自治会所定の加入申込書を提出していただく場合もあります。

お住いの地域の自治会をお調べいたします。狭山市自治文化課までお問い合わせください。



〒350-1380 狭山市入間川 1-23-5

電 話:04-2953-1111 (内線 2512) FAX:04-2954-6262

メール: culture@city.sayama.saitama.jp

年	月	В
	年	年 月

ふりがな

世帯主氏名

= □ □ □ □ □

住 所 狭山市

電話番号

※加入申込書は各自治会で管理し、記入していただいた個人情報は、自治会加入申込以外の目的で使用されることはありません。 提出先:各自治会、狭山市市民部自治文化課、各地区センター、入管地域交流センター